

東海市農業委員会総会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和7年（2025年）8月20日（水）

開会 午後2時

閉会 午後2時21分

場 所 東海市役所（501会議室）

2 出席委員（14人）

農業委員

1 番 久 野 光 洋

2 番 櫛 順 一

3 番 坂 康 彦

4 番 坂 真 知

5 番 荒 谷 知

7 番 蟹 江 永 規

8 番 太 田 錦 臣

9 番 澤 木 眞

11 番 小 島 康 嗣

12 番 小 野 直 之

農地利用最適化推進委員

北地区 土 方 秀 永

北地区 小 野 剛 憲

南地区 大 村 泰 誉

南地区 今 津 英 伸

3 欠席委員（4人）

6 番 加 古 勝 巳

10 番 早 川 峰 子

北地区 山 中 正 直

南地区 井 村 真 道

4 職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 濱 田 融

統括主任 平 松 久 知

主 事 菅 家 健 司

主 事 林 美 波

5 傍聴者の数

なし

6 議事日程

別紙「定例総会議事日程」のとおり

7 議 事

(久野 光洋会長 (以下「会長」という。))

それでは、ただいまから、8月の農業委員会総会を開会いたします。ただいまの農業委員の出席は10人で、本日の総会は成立いたします。

ただいまの農地利用最適化推進委員の出席は4人です。

(会 長)

日程1「議事録署名委員の指名」を議題といたします。

お諮りします。議事録署名委員は、会長の指名とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。議事録署名委員には、議席番号4番坂 真知委員、同じく5番荒谷 知委員を指名いたします。

(会 長)

日程2「会期」を議題といたします。

お諮りします。今月の総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。会期は本日1日と決定いたしました。

(会 長)

日程3 議案第34号「農地法第3条(委員会)」について議題といたします。

それでは事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第34号「農地法第3条(委員会)」1ページから2ページについて説明させていただきます。

件数は2件、畑1, 934㎡です。

始めに、申請番号166号は、土地の有効活用のための3条許可申請でございます。

す。

続きまして、申請番号１６９号は、経営規模拡大のための３条許可申請でございます。

以上です。

（会 長）

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１６６号について、坂 真知委員お願いします。

（坂真知委員）

申請番号１６６号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会 長）

次に、名和地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１６９号について、土方委員お願いします。

（土方委員）

申請番号１６９号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会 長）

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって議案第３４号は許可することに決定いたしました。

（会 長）

日程４ 議案第３５号「農地法第５条（知事）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

（事務局）

議案第３５号「農地法第５条（知事）」３ページを説明させていただきます。

件数は２件で、田４，１８６㎡、畑８９１㎡、計５，０７７㎡です。

始めに、申請番号１６８号は、現在加木屋町西御嶽の資材置場を利用して足場資材の設置販売を行っているが、地主より賃貸借契約を継続しない旨の通達があり、代替地を確保するための５条許可申請です。

農地区分は、第２種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

続きまして、申請番号１７０号は、店舗の改装に伴い、席数増加に合わせて、新たに駐車場を確保するための５条許可申請です。

農地区分は、第２種農地です。許可要件を満たすため、許可できるものでございます。

以上です。

（会 長）

次に、加木屋地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号１６８号及び１７０号について、坂真知委員をお願いします。

（坂真知委員）

申請番号１６８号及び１７０号については、申請地を現地確認したところ、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（澤木委員）

申請番号１６８号について、借りていた事業用地の面積はどのくらいだったのか。

（事務局）

４，２３９．４３㎡です。今回は一体利用地を含めて４，９３６．６１㎡です。

面積が増えた理由は、借りていた場所で足場材などを積み重ねて置き、危険な状態であったことから面積が増加しています。

（会 長）

他に御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は許可相当の意見を付して進達することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって議案第 3 5 号は許可相当の意見を付して進達することにいたしました。

(会 長)

日程 5 議案第 3 6 号「農地中間管理事業法第 1 9 条の 2（農地利用集積等促進計画一括方式）」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第 3 6 号「農地中間管理事業法第 1 9 条の 2（農地利用集積等促進計画一括方式）」4 ページをご説明させていただきます。

件数は 1 件で、畑 1, 1 6 1 m²でございます。権利の種類は、使用貸借権でございます。

申請番号 1 7 5 号は、主な栽培作物はなす、使用貸借による 1 0 年契約で権利を新規に設定したいものでございます。

なお、「東海市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の第 4 の 1 項の（１）のア」の要件を全て備えているものでございます。

以上です。

(会 長)

次に、大田地区担当委員から意見をいただきます。

申請番号 1 7 5 号について、大村委員お願いします。

(大村委員)

申請番号 1 7 5 号については、申請地を現地確認したところ、特に問題はありません。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第36号は、原案のとおり決定いたしました。

(会 長)

日程6 議案第37号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

議案第37号「生産緑地法従事者証明」5ページをご説明させていただきます。

件数は1件で、畑862㎡でございます。

申請番号156号の買取申出理由は、主たる従事者の死亡によるもので、死亡前は農業に従事していたものでございます。

以上です。

(会 長)

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

(会 長)

御質問、御意見もないようですので、これで質疑を終わります。これより採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(会 長)

御異議なしと認めます。よって議案第37号は原案のとおり証明することにいたしました。

(会 長)

日程7 報告第25号「取消、取下及び訂正」から、日程11 報告第29号「農地法第18条（通知）」までの5件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

(事務局)

始めに、報告第25号「取消、取下及び訂正」6ページを説明させていただきます。

件数は1件で、畑209㎡でございます。

申請番号85-2号の取下願は令和7年6月の総会にて提出いたしました農用地

利用計画変更等に係る事前協議（除外・編入）についての案件の一つでございます。
分家住宅の計画が中止になったため、取下げを行ったものです。

続きまして、報告第26号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」7ページから12ページを説明させていただきます。

件数は8件で、田9, 884㎡、畑13, 367㎡、合計23, 251㎡です。
8件とも、相続により所有権を取得したもので、あつせん希望はありません。

続きまして、報告第27号「農地法第4条（届出）」13ページから14ページを説明させていただきます。

件数は4件で、畑2, 243㎡です。転用目的は、住宅建築2件、駐車場1件、資材置場、駐車場1件です。

続きまして、報告第28号「農地法第5条（届出）」15ページから17ページを説明させていただきます。

使用貸借権が3件、賃貸借権が2件、所有権移転が2件で、畑2, 772㎡です。

転用目的は、駐車場1件、自己用住宅1件、住宅建築2件、建売分譲住宅1件、共同住宅の建築1件、コインパーキング運営1件でございます。

続きまして、報告第29号「農地法第18条（通知）」18ページから20ページを説明させていただきます。

件数は3件で、田661㎡、畑1, 790㎡、合計2, 451㎡です。

申請番号145号は、貸人からの申出により、使用貸借権を解除するものです。

申請番号146号は、借人からの申出により、使用貸借権を解除するものです。

申請番号147号は、借人からの申出により、賃借権を解除するものです。

以上です。

（会 長）

ただいまから質疑に入ります。御発言のある方は挙手願います。

（会 長）

御質問、御意見もないようですので、日程7 報告第25号「取消、取下及び訂正」から、日程11 報告第29号「農地法第18条（通知）」までの5件を終了いたします。

（会 長）

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これを持ちまして、総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

この議事録は、農業委員会事務局主事菅家健司が作成したものを、事務局長濱田融が校閲したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長 久野 光洋

署名委員 坂 真知

署名委員 荒谷 知